

京都市身体障害児童育成医療給付規則を廃止する規則を公布する。

平成18年3月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第230号

京都市身体障害児童育成医療給付規則を廃止する規則

京都市身体障害児童育成医療給付規則は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に行われた育成医療（障害者自立支援法附則第25条の規定による改正前の児童福祉法第20条第1項に規定する育成医療をいう。）の診療報酬又は医療用補装具（この規則による廃止前の京都市身体障害者児童育成医療給付規則（以下「旧規則」という。）第1条に規定する医療用補装具をいう。）の製作の報酬に係る旧規則第5条第1項又は第2項の規定による請求については、なお従前の例による。

(保健福祉局保健衛生推進室健康増進課)